

居宅介護支援重要事項説明書

1. 法人概要

法人名	有限会社 いきいきケアサポート
法人所在地	鹿児島県鹿屋市王子町3958番地7
電話番号	0994-41-6289
代表者氏名	代表取締役 田中 穂積

2. 事業所概要

事業所種別	指定居宅介護支援事業所
事業所名称	居宅介護支援事業所 いきいき館
事業所指定番号	4670301870
事業所住所	鹿児島県鹿屋市笠之原町3569番地1
事業所電話番号	0994-45-6512
事業所管理者	児玉 祐喜

3. 事業所の目的

高齢者等が居宅において自立した、質の高い日常生活が送れるように、介護相談及び介護計画等の支援を行います。

4. 事業所の運営方針

- 1 可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、必要な支援を行う。
- 2 適切な保険医療及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように努める。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスが、特定の事業者に偏ることのないよう、公正、中立に行う。

5. 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（除く 日曜日、12/30～1/3）
営業時間	8時30分～17時30分 但し営業時間外も必要に応じ24時間電話等により連絡相談が可能な体制をとる
事業実施地域	鹿屋市、肝付町、東串良町、錦江町

6. 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1		業務の統括（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	2		1、居宅サービス計画の作成 2、サービス実施状況の把握と評価 3、介護保険施設への紹介等

7. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では居宅介護支援として次のサービスを提供します。

①居宅サービス計画の作成

ご契約のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況や置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス（以下

「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

■サービス事業所選定に当たっては、複数のサービス事業所を具体的に紹介しその中から選択して頂きます。

■ケアプランに位置づけたサービス事業所に決定した理由を、いつでもお問い合わせしていただけます。

《居宅サービス計画作成の流れ》

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正にご契約者またはその家族に提供し、ご契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえでその種類、内容、利用料金等について、ご契約者及びその家族に対して説明し、ご契約者の同意を得たうえで決定いたします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合は事業者と双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

8. 利用料金

1 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

2 交通費

通常のサービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問を行うために交通費の実費が必要です。

- (1) 公共交通機関を使用する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道の実績で費用の徴収をいたします。
- (2) 自動車を使用する場合には、通常の事業の実施地域を超えた地点から一律500円を徴収いたします。

3 解約料

いつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

4 利用料金のお支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日迄に前月分の請求をいたしますので2週間以内にお支払いください。

9. サービスの終了

1 契約者のご都合で、サービスを終了する場合

文書にて申し出てくださいれば、いつでも解約できます。

2 事業者の都合で、サービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

3 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- (1) 利用者が、介護保険施設に入所された場合
- (2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援、非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が亡くなった場合

10. サービスの利用に関する留意事項

1 サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定いたします。

2 介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように充分配慮いたします。

3 ご契約者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

1 1. 事故発生時の対応

- 1 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 3 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

1 2. 高齢者虐待防止・権利擁護及び身体的拘束適正化

本事業所は、ご契約者様等の人権の擁護と身体的拘束防止を含む虐待の防止等の推進のために、以下の対策を講じます。協議内容については、記録を整備いたします。

- 1 身体的拘束適正化対策検討委員会を設置しています。
- 2 成年後見制度の利用等を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者の虐待防止及び権利擁護は重要であることから、身体的拘束防止を含む虐待の防止の為の指針を策定して、従業者に対する虐待の防止及び権利擁護について啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5 虐待防止検討委員会を設置し、半年に1回開催するとともに再発防止策を講じます。また、虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者

1 3. 業務継続計画

- 1 大地震等の災害、感染症の蔓延等不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画(BCP=業務継続計画)を策定します。利用者様の人命を守り、必要なサービスを継続することができるように研修・訓練を実施し、定期的に内容を見直す等の改善を行ないます。

1 4. 苦情の受付

- 1 苦情の受付
当事業所に対する苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

< 苦情受け付け窓口（受付担当者） >

職氏名	児玉 祐喜
電話番号	0994-45-6512
受付時間	月曜日～土曜日（除く 日曜日） 8時30分～17時30分

< 苦情解決責任者 >

職氏名	児玉 祐喜
電話番号	0994-45-6512
受付時間	月曜日～土曜日（除く 日曜日） 8時30分～17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿屋市役所 高齢福祉課	所在地	鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
	電話番号	0994-43-2111
	F A X	0994-41-0701
	受付時間	8時30分～17時00分

鹿児島県国民 健康保険団体 連合会	所在地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町7番4号
	電話番号	099-206-1084
	F A X	099-206-1089
	受付時間	8時30分～17時00分

鹿児島県社会 福祉協議会	所在地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内
	電話番号	099-257-3855
	F A X	099-251-6779
	受付時間	8時30分～17時00分

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました

事業者

所在地：鹿児島県鹿屋市笠之原町3569番地1

名称：居宅介護支援事業所 いきいき館

説明者職氏名： 介護支援専門員 児玉 祐喜

私は契約書、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

家族代表

住 所 _____

氏 名 _____

続柄 () _____

平成24年9月1日 施行

令和 3年4月1日 施行

令和 6年4月1日 施行